

# 産後ケア事業

## 宿泊・通所・訪問サービスの利用の流れ

- ① 相談・申請  
こども保健課までご相談いただき、「利用申請書」を提出ください。  
(窓口、電話【0740-25-8110】、申請書はホームページからのダウンロードも可能です。)
- ② 予約の調整  
ご希望の施設と利用日をお聞きして、こども保健課から施設へ予約を行います。
- ③ 通知書の受け取り  
こども保健課からご自宅へ「利用承認通知書」を送付します。
- ④ サービス利用  
利用当日に「利用承認通知書」を施設スタッフへお渡しください。
- ⑤ 自己負担金は利用当日、施設に直接お支払いください。



※申請から「利用承諾通知書」の送付までに1週間以上かかる場合があります。  
余裕をもった申請をお願いいたします。

### \*滋賀県内実施施設について

産後ケアを実施する施設ごとのサービス内容やキャンセル料等については、滋賀県が運営する「ハグナビしが」ホームページまたは、滋賀県ホームページ内の「産後ケア」に関するページを検索のうえ、ご確認ください。

⇒ ⇒



【ハグナビしがホームページ】

県内の他市町に里帰りされている場合でも、産後ケア事業を利用することができます。  
ご希望の方は、こども保健課までご連絡ください。

### 【産後ケアに関する問い合わせ、相談窓口】

高島市役所子ども未来部こども保健課

住所：高島市新旭町北畑565番地 電話：0740-25-8110

# 令和8年度 高島市 産後ケア事業

高島市では、産後の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように産後ケア事業を実施しています。

「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安」「赤ちゃんのお世話の仕方が分からない」などお困りごとはありませんか？一人で悩まず、まずはご相談ください。

## 対象

高島市に住民登録がある産後1年未満の女性およびその赤ちゃん

\*死産・流産された方も対象です

\*医療行為が必要な方、母子および同居家族が感染症にかかっている場合は利用できません

## 内容

女性の心身の健康管理や相談、授乳や育児に関する助言・相談など

	宿泊型サービス	通所型サービス	訪問型サービス
内容	施設に宿泊してケアを受ける	朝から夕方まで施設で過ごしてケアを受ける	自宅を訪問しケアを受ける
利用時間	24時間	6～8時間	1～2時間
対象	産後4か月までの女性と赤ちゃん ※施設により見の受け入れ可能な月齢が異なります		産後1年未満の女性と赤ちゃん
自己負担金 ※食事代について別途必要	5,800円	900円	500円
	※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は利用料が免除されます。 ※ただし、食事代等については、自己負担が必要です。 詳しくはご相談ください。		
実施施設	滋賀県内の実施施設 (詳細は裏面をご覧ください)		
申込み先	高島市役所 子ども未来部 こども保健課 ☎ 0740-25-8110		
利用回数	サービスの種類に関係なく、 <u>あわせて最大7回</u> まで 例：宿泊サービス2泊3日と訪問サービスを5回使う＝計7回 (注：宿泊サービス1泊2日は1回、2泊3日は2回と数えます)		
注意事項	*施設により、利用時間が異なります。 *空き状況により、希望の日に利用できない場合があります。 *土日祝日や年末年始など利用できない日があります。 *利用決定後にキャンセルされる場合は、キャンセル料が発生する場合があります。		